

第18回  
東京地方裁判所委員会  
(平成21年3月4日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第18回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成21年3月4日（水）15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所第5会議室

### 第3 出席者

（委員） 池田修，市村陽典，伊藤聡，大谷晃大，唐津恵一，北村敬子  
小粥節子，斎藤義房，佐久間法正，柴田寛之，田辺信彦，田村浩子  
濱田和男，丸山陽子，宮山雅行，村瀬均，我妻学，渡辺雅昭

（事務局） 丸山忠雄東京地裁事務局長，山本要一東京地裁民事首席書記官，  
安原義人東京地裁刑事首席書記官，渡邊直樹東京簡裁事務部長，  
継田剛史東京地裁総務課長，椿礼和東京地裁総務課課長補佐，  
秋守良彦東京地裁総務課専門官，青木砂絵子東京地裁総務課庶務第一係長

### 第4 議題

「アンケート結果について」

「裁判員制度の準備状況について」

### 第5 配布資料

- 1 東京地方裁判所委員会アンケート結果の概要について
- 2 裁判員裁判の準備状況について

### 第6 議事

- 1 新任委員の自己紹介

平山幸雄委員から交代した佐久間委員（警視庁刑事部刑事総務課長）から自己紹介があった。

## 2 アンケート結果について

平成21年1月15日から2月20日までの間に東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の各庁舎で実施された東京地方裁判所委員会アンケートの結果の概要について事務局から報告がなされ、引き続き委員の間で意見交換が行われた。

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- アンケートの結果を見た感じでは、裁判所職員の対応は丁寧だという声が多かったと思うが、去年は悪かったが今年に対応がよかったというものもあった。初めてきた方には庁舎内の案内板や掲示板がわかりにくい、表示の文字が小さいという意見もあった。今回のアンケートの趣旨からは離れるが、空調が強すぎるとか喫煙室からたばこの煙が流れていて1階は危険というものもあった。今回のアンケートではアクセスについて聞いているが、自由記載欄にはそれ以外の事項についても参考となるものがあったので、各委員には目を通していただければと思う。
- ◎ アンケートの結果については当裁判所事務局でも検討させていただくことになる。現在は改修工事で迷惑をお掛けしているが、当然庁舎が利用しやすいということも大切であるから、対応については検討したい。
- アンケートの回答率はどのくらいであったのか。
- ◎ アンケート用紙を全員に配布したわけではないので、回答率はわからない。
- 1か月にどのくらいの人があるかはわからないのか。
- 当庁では毎月3000件程度の事件が係属しているが、今回のアンケートでは弁護士は対象外であり、受付では弁護士と本人を区別しているわけでもないから、本人がどの程度いて、そのうち何人が回答したかということとはわからない。母数自体つかめていない。
- 地裁ではアンケート用紙は14階の受付に置いてあり、その都度当事者に渡すということはしておらず、回収箱が気が付きにくい場所にあったということもあって最初は回収が極めて少なかった。一般の来庁者に対する周知があまりなされていなかったのではないか。あまり少ないといけないということで、地裁の民事受付や簡裁で声掛けをしてもらったということがあって、回収数が増えたと聞いている。
- アンケートは地裁では民事受付、一般待合室、簡裁では受付、相談センター及び書記官室に置いていたが、大きな貼り紙や声掛けもするようになって300近い数を回収できた。
- アンケートの質問4をみると、例えば相談の用事で来たというのは、地裁に相談に来たのか簡裁に相談に来たのか区別されていないようであるが、地裁と簡裁が質問では一緒になっ

ているという理解でよいのか。

- ◎ アンケートでは地裁と簡裁と区別していない。ただ、地裁には相談窓口は設けていないので、相談に来られたという方は簡裁が多いであろう。
- アンケート結果の概要12-3を見ると、相談窓口が裁判所であったという回答が多い。裁判所へのアクセスというアンケートの趣旨を考えるとこの数字は留保して見た方がよいのか。
- このアンケートの項目には地・簡裁の区別がなかったが、簡裁には相談窓口があるのに地裁に相談窓口がないというのはどうかという意見もあった。
- 来庁1回目と回答した方をまとめたというのはいいいまとめ方をしてくれたと思う。1回目と回答した方をみると、アンケートの概要12-4で来庁者の6割が行き先がわからずに来庁したのに対し、12-5では行き先がすぐにわかったという方が7割強ということで、来庁者の方々は比較的スムーズに目的を達したと評価できるのではないかと。職員対応についてもよいと回答した方の割合が高く、もう少し裁判所に対する評価は厳しいと思っていたが、案外一般の方の裁判所に対する評価は高いようである。もっとも、対応は昨年よりもよいという意見もあった。自由記載欄については、裁判所の方でしぼった形でまとめられているが、それ以外にも例えば12時から13時までの間も受付をしてもらいたいという意見が二、三あった。一般の方々の中にはこの時間でないと物理的に難しいということもあるかもしれないので、職員の労働条件などの問題もあるかもしれないが、そういった点も考えていただくとよいのではないかと。
- 自由記載欄については、裁判所のアクセスに関するものはできるだけ拾い上げたつもりであるが、具体的事件について公平な裁判をすべきであるとか判決理由をもっと説明すべきだといった本来の質問からはずれる意見については、落とさせていただいた。
- 裁判所の案内板は利用者には比較的わかりにくいという印象がある。建物は単純な造りで方向がわかりにくく、部の場所についても法則性がないので、初めての人にはわかりにくいのではないかと印象がある。例えばフロアごとに壁の色を変えたりすればもっとわかりやすい気がする。
- ◎ この建物が建てられてから25年以上経つが、最初は南北のエレベーターの色も同じであったのが、それではどちらにいるかわかりにくいということで南北で色分けするなど変わってきている。また、部の並びについては、最初は規則的であったが、その後の増部などで現在は建物も狭くなってきており、限られた予算の中で空いたところに引越を重ねている状況

であり、どこかで整理したいと思うが、部屋の入れ替えだけのために予算をかけることはできない。もっとも、エレベーター内の案内などは頻繁に換えており、数年前には中央廊下に矢印の表示なども付けるなどの工夫もされている。

- 地元の方々の話を聞くと、裁判員模擬裁判などに行った方が何人もいるが、以前は裁判所は行きにくいところであったが最近はとても親切になった、それで興味を持って一人で裁判傍聴に行くようになったという話も聞いている。
- ◎ 昔からそうでなければいけなかったということではあるが、裁判員制度がよい刺激になったということはあるかもしれない。
- アンケート結果を見ると、回答者の属性は、男性が多く、また高齢の方が多く、来庁回数も多いということのようだが、裁判所の利用者は実際にそうなのか。
- これまで研究者が行った調査によっても、属性について細かく特定したものはなかったのではないか。
- 民事の事件では基本的に当事者の年齢はわからない。
- ◎ アンケートでは10回以上来庁したという方もかなりいるが、1回の事件について複数回来庁したというよりも複数の事件で来庁したということではないか。
- アンケート結果をどのように使うかであるが、できれば自由記載の回答にも目を通していただければと思う。今後、これをどう活用するのか。
- ◎ すぐにこうした方がよいといった意見を伺うには早いのではないか。地裁にはこのようなアンケート結果を伝えたことになるし、地裁でもこれをもとに検討することになるだろう。
- 例えば年齢と案内のわかりやすさとの関係はあるのではないか。いくつかの項目を結びつけてクロス集計をすればまた違った結果がでるかもしれない。
- アンケート結果の概要4をみると、回答者には原告が多いが、そういう意欲のある人にとってわかりにくいというのであれば問題があろう。また、来庁1回目と回答した人の中には被告も結構いるが、このような人にとってわかりにくいということであれば、初めて来庁する人を対象とした案内について検討するということになるだろう。そのような分析をすれば何か出てくるかもしれない。
- 病院に行くと廊下が色分けされていてレントゲンは何色のところということがあるが、廊下を色分けしたりすることは考えられないのか。
- ◎ 裁判員候補者への呼出状は色別になっている。裁判員候補者は2階に来ていただくことになるが、複数の事件が平行して行われることもあるから、受付も色別にしてわか

りやすくすることになる。もっとも、裁判所のすべての窓口について色分けをしようとする  
と、膨大な種類の色が必要となってしまう。

- 昔からそうだが、建物の廊下は暗い気がする。
- アンケートでは、各階の廊下の案内板は文字が小さく廊下も暗いので見えにくく、近くに  
行かないと見えないので、大きいものにしてほしいという40代の女性からの回答があった。
- 部の番号が飛んでいたりするのがわかりにくい。
- ◎ 1階には何部が何階にあるかなど部の順番で調べることのできる案内板もある。
- 各階に案内の人がいればと感じたという30代の女性の声もあった。

### 3 裁判員裁判の準備状況について

裁判所委員より、(1)裁判員制度の一般広報として、①ミニフォーラムの実施状況（23  
区で実施、裁判官を含む合議体での模擬評議を含む体験型、参加人員は合計約1500人  
であり、相当の効果があがったと考えられる。）、②企業、団体訪問の実施（辞退事由判  
断の資料とするための業務内容調査・模擬裁判用名簿登載目的、350の企業、団体に訪  
問）、講師派遣（企業・団体・学校等、平成20年で約150件実施）、(2)裁判員裁判の  
審理のあり方の検討として、③東京地方裁判所管内の東京地方裁判所における裁判員対象  
事件数の推移（平成20年で213件、5年平均301件、近年は減少傾向）、④裁判員  
裁判の審理のイメージ（審理期間は自白事件で二、三日程度、一部否認事件で三、四日程  
度、これよりも重い事件については5日以上であるが、5日以上の審理期間となるもの  
については、模擬裁判を実施した結果を踏まえると週三日程度の開廷が限度ではないか）、  
⑤模擬裁判の実施状況（東京地検・東京三弁護士会との合同による本格的模擬裁判76回  
実施、刑事部全裁判官による検証・検討会の実施、その成果をまとめたものとして「裁判  
員が関与する公判審理の在り方」判例タイムズNo.1278 5ページ以下参照）、(3)裁判  
員の選任手続の準備として、⑥裁判員候補者名簿に記載されたことの通知（当庁で約2万  
8000通）の発送が昨年12月になされ、同通知に同封された調査票のうち1万通余り  
が返送されてきており、現在その点検作業中であること、⑦裁判員候補者に対する選任手  
続期日のお知らせ（具体的な事件の呼出状）に同封する、期日に来庁することが可能な  
などを候補者に聞くための質問票を準備中であること、⑧選任手続期日の運用のあり方につ  
いて、(ア)選任手続期日における裁判員候補者の動線のイメージ（複数の事件の選任手続が  
同時に行われる場合を想定）、(イ)事件関係者と一定の関係にないか、不公平な裁判をする

おそれがないかなどについて候補者に聞く当日用質問票の様式，(ウ)全体質問した後に，個別に事情を聞く必要のある方に対して個別質問を行う質問手続の方式，(エ)裁判員の選任手続は，辞退事由等のない方の中から無作為に裁判員を選ぶという手続であり，裁判員としてふさわしい方を選ぶという手続ではないことなどについて説明がなされた。

その後，委員の間で意見交換が行われた。

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- 選任手続にはどのくらいの時間がかかるのか。
- 例えば，50人の候補者を呼び出す場合には，午前中に選任手続を行い，午後から審理を行うという運用を考えている。事件の大きさによっては100人規模の候補者を呼び出すような場合もあり得るが，その場合にはもっと時間がかかる。自白事件で三，四日程度で終わる事件であれば，午前中の2時間程度で終了するという運営をしなければ審理計画を立てることはできないということにもなる。
- 大きな事件では呼び出す候補者を増やすということであるが，それはどうしてか。
- 大きな事件では拘束時間も長くなるので，裁判員裁判に参加が可能な候補者もそれだけ減ることになる。
- ◎ また，検察官や弁護人は一定の数の候補者について裁判員の不選任請求ができることとされており，事件の中身によってはこの不選任請求がされる候補者が多くなる可能性もある。このような事件では，候補者を多めに呼ばないと人数が足りなくなって選任手続をやり直さなければならなくなるおそれがある。
- 候補者が呼出しを受けたときに，裁判が3日間，4日間といった予定はわかるのか。
- 裁判員裁判の審理の前に公判前整理手続が行われ，その中で審理計画を定めた上で候補者の呼出しを行うことになる。呼出状には何月何日から何日までといった審理期間も記載されるので，候補者にはわかるようになっている。
- 候補者が事件の内容や被告人や被害者の名前を知るのはいつの時点になるのか。当日質問票に記載するときになるのか。
- 選任手続の冒頭で係員から事件の概要を説明することになる。当日質問票は，その説明を聞いてから記載することになる。
- 保護司の仕事などをしていると，当日に裁判所に来て初めて被告人や被害者を知っているということがわかるということもあるかもしれない。そのようなときは，正直にそのように答えればよいのか。

- 正直に答えていただきたい。
- ◎ 候補者が質問手続でうそを言ったときや質問票に虚偽の記載をしたときには制裁の規定もあるので、正直に答えていただくことが重要である。
- 以前に警察官であったという人は裁判員になれるのか。
- 現職の警察官は裁判員にはなれないが、元警察官であれば裁判員となることはできる。
- 選任手続は候補者の中から裁判員としてふさわしい者を選ぶ手続ではないというが、そうすると、候補者の中から裁判員となれない者や事情により裁判員をできない者を除いた後、最終的にどのようにして裁判員を選ぶことになるのか。
- くじで選ぶことになる。当裁判所ではコンピュータでくじ引きを実施する予定である。
- 選任手続では検察官と弁護人は候補者の不選任請求をできるが、候補者の情報はどの段階で知ることができるのか。
- ◎ 事前質問票と当日質問票の写しを当日に渡すことになる。候補者の名前については選任手続期日の2日前までに知らせることとなっている。
- 候補者の名前や質問票の写しはもらえるが、候補者がどういう人かについては、それ以上のことはわからないということか。
- ◎ 書面以外にも質問手続がある。質問手続では候補者ごとに個別に行われることもあるが、10人程度の集団で質問をすることもありうる。
- 候補者が事件との関係などを秘匿していればわからないということもありうるのか。
- ◎ 候補者にはその点は正直に答えてもらわなければならないということである。そのために罰則もある。後でわかれば解任されることになる。
- 候補者にはまず調査票が送付され、その後は個別の事件ごとに呼出状が送られてきて日数などもわかるということであるが、その段階でその日数が確保できなければ辞退できるということか。
- ◎ 候補者に対しては、呼出状と一緒に事前質問票も送るので、そこで辞退する理由を明らかにしてもらえば、辞退が認められる方については呼出しを取り消すことになる。確実に辞退が認められる方に裁判所に来てもらうようなことはしない。

#### 4 次回の予定について

今回は、4月20日から立川市で業務を開始する東京地方・家庭裁判所立川支部の新庁舎を見ていただき、意見などを伺うこととなった（日時については、後日、7月10日午

後3時とされた。)

以 上

(参考)

東京地方裁判所委員会アンケート結果の概要について

東京地方裁判所委員会事務局

1 実施期間

平成21年1月15日から同年2月20日まで

2 アンケート用紙

別紙のとおり

3 回答数

289 (うち 質問3で来庁1回目と答えた方 93)

4 アンケート結果について

(1) 全体について

ア 質問1 (回答者の性別)

男性が7割以上を占めた。

イ 質問2 (回答者の年齢)

回答者は、20代から70代以上までの幅広い層にわたったが、特に50代以上と回答した方の割合は、6割近くに上った。

ウ 質問3 (来庁回数)

回答者のうち、来庁が1回目と回答した方が3割を越え、来庁回数が二、三回と答えた方と合わせると過半数を超えた。

エ 質問4 (来庁の理由・複数回答可)

裁判の審理や調停への出頭のために来庁したと回答した方が回答者数の過半数を超えたが、申立書類等の提出や手続等の相談のために来庁したと回答した方も相当数に上った。

オ 質問5 (相談)

裁判所に来庁するに当たり、相談しなかったと回答した方が6割に上り、どこかの窓口で相談したと回答した方は4割弱であった。

カ 質問6 (相談窓口)

利用した相談窓口として最も回答が多かったのは、50人以上の方が利用

したと回答した裁判所であるが、次いで弁護士会、区役所・市役所、法テラス（日本司法支援センター）などの回答があった。

キ 質問 7（行き先）

裁判所に来庁するに当たり、あらかじめ行き先が分かっていたと回答した方が過半数を占めたが、行き先が分からずに来たと答えた方も約 4 割あった。

ク 質問 8（庁舎案内）

回答者の 7 割以上の方は目的の場所はすぐに分かったと回答したが、3 割近くの方はなかなか分からなかったと回答した。

ケ 質問 9（職員の対応等）

裁判所職員の対応や説明について、良いと答えた方が約 6 割であり、どちらともいえないと回答した方は約 4 分の 1 で、悪いと答えた方は約 6 %であった。

(2) 来庁 1 回目の方について

ア 質問 4（来庁の理由・複数回答可）

裁判の審理や調停への出頭のために来庁したと回答した方が回答者数の 3 分の 1 であり、手続等の相談や申立書類等の提出と答えた方もこれに近い数であった。

イ 質問 5（相談）

裁判所に来庁するに当たりどこかの窓口で相談しなかったと回答した方は半数を越え、相談したと回答した方を上回った。

ウ 質問 6（相談窓口）

利用した相談窓口として最も回答が多かったのは、裁判所であり、次いで区役所・市役所、弁護士会、法テラス（日本司法支援センター）などの回答があった。

エ 質問 7（行き先）

裁判所に来庁するに当たり、あらかじめ行き先が分かっていたと回答した方は約 4 割弱にとどまり、行き先が分からずに来たと答えた方が 6 割を越えた。

オ 質問 8（庁舎案内）

回答者の約 4 分の 3 は目的の場所はすぐに分かったと回答したが、なかなか

か分からなかったと回答した方も約4分の1に上った。

カ 質問9（職員の対応等）

職員の対応や説明について、良いと答えた方は7割を越えており、どちらでもないと答えた方は約2割で、悪いと答えた方は約3%であった。



8 前問でイと答えられた方にお尋ねします。行き先の場所はすぐに分かりましたか？

ア すぐに分かった

イ なかなか分からなかった

上への質問でイと答えた方は、次の質問にもお答えください（複数回答可）。

I 案内板が少ない

II 案内板の表示内容が分かりにくい

III 部屋の表示が分かりにくい

IV 案内人が少ない

V 1階カウンターの事件一覧簿の数が少ない

VI その他

( \_\_\_\_\_ )

9 裁判所庁舎案内についての職員の対応や説明はいかがでしたか？

ア 良い

イ 悪い

ウ どちらともいえない

10 前問でアまたはイと答えられた方にお尋ねします。どのようなことから、そのように感じられましたか？

( \_\_\_\_\_ )

※ 市民と裁判所をつなげる相談窓口や裁判所庁舎の案内について、ご意見をお寄せください。

【ご意見欄】

( \_\_\_\_\_ )

※ このアンケートでは、個別の事件に対する不服申立て等はできません。

また、どなたに回答いただいたかは裁判所にはわかりませんし、アンケートの回答内容が判決や審理に影響を与えることは一切ありません。

記入されたらアンケート回収箱に投入してください。

御協力ありがとうございました。